

平成 30 年度 第 1 回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会

平成 30 年 7 月 25 日(水)

1. 平成29年度事業報告

(1) 長岡市地域公共交通協議会

項目	実施日	内容
第1回協議会	H29.7.21(金)	<p>(議決事項)</p> <p>(1)平成28年度事業報告及び平成28年度歳入歳出決算報告</p> <p>(2)長岡市地域公共交通協議会規約の改正(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活交通の利用状況について ・平成29年度事業内容について ・平成29年度交通関連事業について
第2回協議会	H30.2.16(金)	<p>(議決事項)</p> <p>(1)長岡市地域公共交通協議会規約の改正について</p> <p>(2)川口地域自家用有償旅客運送の更新登録について</p> <p>(3)生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)について</p> <p>(4)平成30年度事業計画(案)について</p> <p>(5)平成30年度歳入歳出予算(案)について</p> <p>(協議事項)</p> <p>(1)地域公共交通再編実施計画の基礎検討について</p> <p>(2)公共交通空白地域(中之島地域)のデマンドタクシー実証運行について</p> <p>(3)公共交通空白地有償運送(小国地域)の運行改善について</p> <p>(4)長岡市地域公共交通網形成計画の実施状況について</p> <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の配布・回収状況 ・計画の骨子案(基本方針、計画目標) ・路線バス村松線運行内容の変更

(2) その他の会議

項目	実施日	内容
第1回 小国地域 分科会	H30. 2. 5(月)	(1) 平成 28 年度及び平成 29 年度上期の利用状況について (2) 平成 30 年度事業計画 (案) について
第1回 川口地域 分科会	H29. 12. 22(月)	(1) 平成 28 年度川口地域バスの運行について (2) 自家用有償旅客運送者の登録更新について (報告) 「小出営業所-小千谷総合病院」線のダイヤ改正について
第1回 山古志地域 分科会	H30. 1. 25(木)	(1) 平成 28 年度の運行実績について (2) 運行内容の変更について

(3) 事業の報告

項目	内容
長岡地域	○中央循環バス（くるりん）、宮内・川崎環状線の運行効率化を図るため、便数の見直しを行った。
小国地域	○NPO 法人 MTN サポートが運営を行っている小国地域生活交通（大貝線、八王子線、法末線）について、利用客数の推移を確認した。 ○また、運行内容の見直し方針の検討を実施した。
川口地域	○NPO 法人くらしサポート越後川口が運営を行っている川口地域バス（西川口・田麦山線、和南津・木沢線、上川線）について、利用客数の推移を確認した。 ○自家用有償旅客運送者登録証の更新を行った。
山古志地域 ・太田地区	○NPO 法人中越防災フロンティアが運営を行っている山古志地域・太田地区バス（村松線、岩間木線、種苧原線、小松倉線）について、利用客数の推移を確認した。 ○また、路線バスの運行状況や利用状況に応じて生活交通の運行内容の見直し（運行本数など）を行った。
中之島地域	○公共交通空白地域を対象に、デマンドタクシーの実証運行を行った。

2. 平成29年度歳入歳出決算報告

(1) 歳入歳出決算書

(会計期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(1) 歳入						
(単位:円)						
款	項	目	予算額	収入済額	増減額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	6,300,000	6,300,000	0	長岡市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	54	54	預金利息
合 計			6,300,000	6,300,054	54	
(2) 歳出						
(単位:円)						
款	項	目	予算額	支出済額	残 額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	860,000	207,435	652,565	委員報酬 194,400円 お茶代 13,035円
	2 事務費	1 事務費	40,000	1,728	38,272	振込手数料 1,728円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,400,000	5,184,000	216,000	協議会運営業務委託費 2,700,000円 再編実施計画基礎検討業務委託費 2,484,000円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
合 計			6,300,000	5,393,163	906,837	
(3) 差引残額						
(収入済額)			(支出済額)			(残額)
6,300,054			— 5,393,163			= 906,891 円 ※長岡市へ返納

(2) 会計監査報告

会計監査報告


長岡市地域公共交通協議会規約第7条第3項の規定により、平成29年度の会計を監査した結果、歳入・歳出に関する帳簿並びに証拠書類等は、いずれも適正に処理されていたことを報告します。

平成30年5月8日

長岡市地域公共交通協議会

会長 大塚克弘様

監査員

山本七代 

監査員

小林守 

1. 規約の改正点

○別表（第6条関係）について、委員の役職名に合わせた変更を行う。

(新)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第3号	長岡市 老人クラブ連合会 長岡支部 <u>会長</u>
	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 <u>地域振興課長</u>

(旧)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第3号	長岡市 老人クラブ連合会 長岡支部 副会長
	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興・災害復興支援課長

2. 長岡市地域公共交通協議会規約（案）

○次ページに示す。

長岡市地域公共交通協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会の名称は、長岡市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（業務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（地域公共交通総合連携計画）の作成、並びに実施に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則第49条1号に規定する市町村運営有償運送の協議に関すること。
- (3) 道路運送法施行規則第49条2号に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、新潟県長岡市大手通2丁目6番地長岡市役所大手通庁舎内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査員 2名
- 2 会長は、長岡市都市整備部長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。
 - 4 監査員は、委員の互選により選任する。
 - 5 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

（役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び法人その他の団体の役員 その職にある期間
- (2) 前号に規定する委員以外の委員 2年以内とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、長岡市都市整備部交通政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、長岡市都市整備部交通政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、長岡市都市整備部交通政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。

(分科会)

第11条 協議会は、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協議会の予算は、長岡市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 4 会計年度の中途において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、協議会の承認を受けなければならない。
- 5 歳入歳出予算の執行は、会長の権限とする。
- 6 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。
- 7 協議会の出納は、会長が行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第13条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、別表に掲げる法第6条第2項第1号に区分される委員、第2号に区分される交通事業者及び道路管理者の委員並びに第3号に区分される行政機関の委員は、この限りでない。
- 2 報酬及び費用弁償の額並びに支払方法等は、長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年長岡市条例第12号）別表附属機関の構成員の項の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

- 第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月5日から施行し、同年8月29日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月25日から施行する。

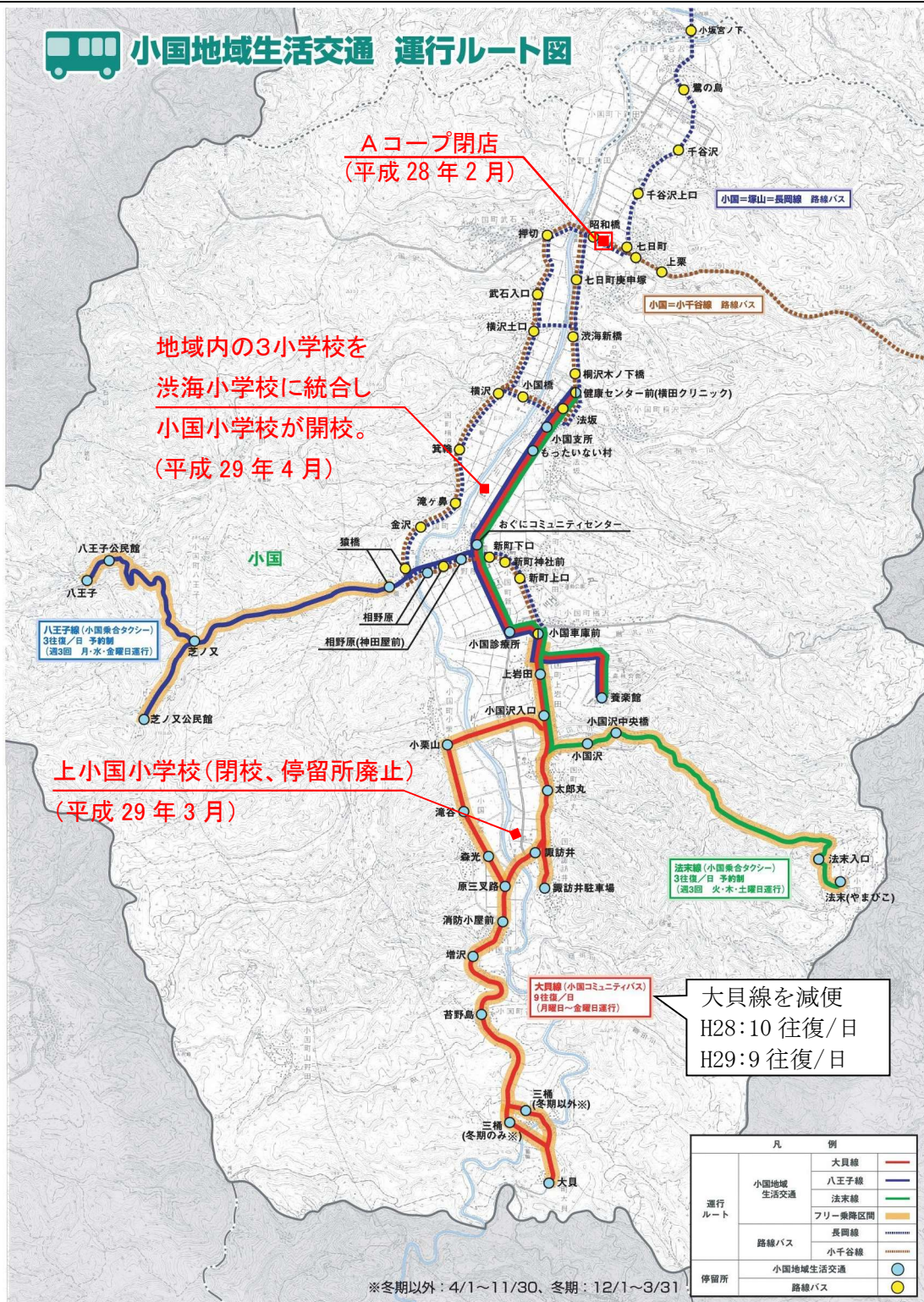
別表（第6条関係）

区分	委員
法第6条 第2項第1号	長岡市 都市整備部長
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画室長
	越後交通株式会社 乗合バス営業部長
	公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事
	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長
	新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長
	長岡市 土木部長
法第6条 第2項第3号	新潟県警察本部 交通部 交通規制課長
	長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長
	長岡市消費者協会 会長
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)
	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興課長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会 事務局長

1. 小国地域

(1) H29 年度の運行内容

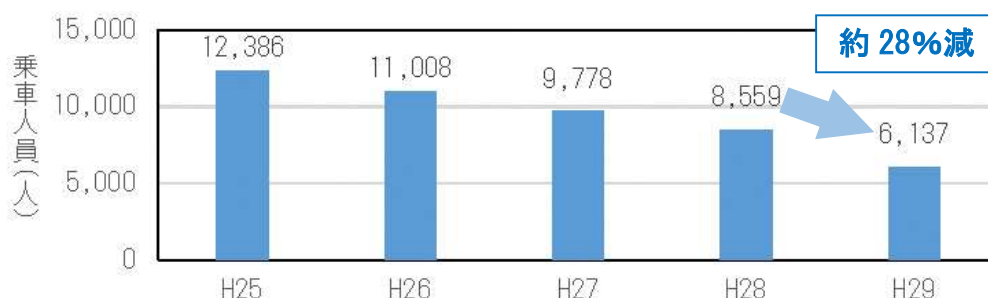
○大貝線の運行本数を1往復/日減便し、上小国小学校の閉校に伴い当該停留所を廃止し、ルートを変更した。法末線と八王子線はH28年度から変更なし。



(2) H29 年度の利用状況

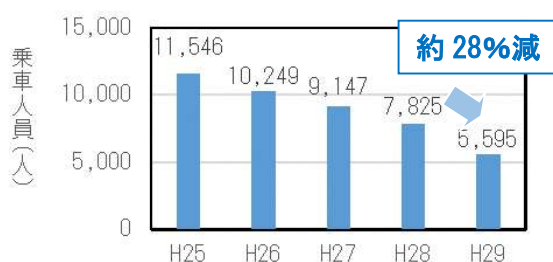
- H28年度と比べて**全路線計では約28%減**となっている。
- 路線別では、**大貝線が約28%減**、**八王子線が約25%増**、**法末線が約27%減**となっている。
- 大貝線**の利用者減少の要因は、**小学校のスクールバスを別途運行したこと**などが考えられる。
- 八王子線**、**法末線**の利用者減少の要因は、**特定の利用者の外出頻度が減少したこと**などが考えられる。

■全路線計

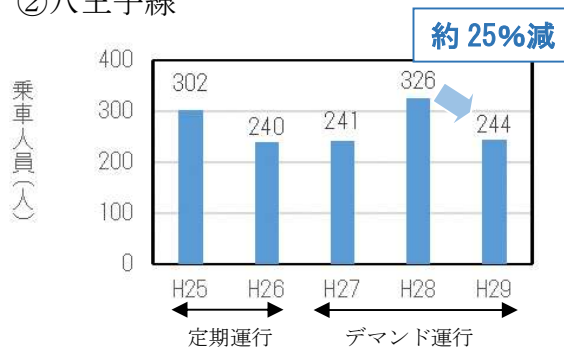


■各路線別

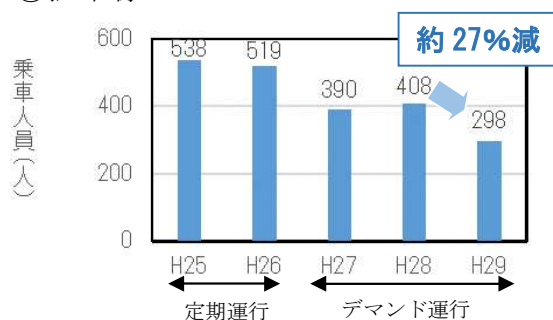
①大貝線



②八王子線



③法末線



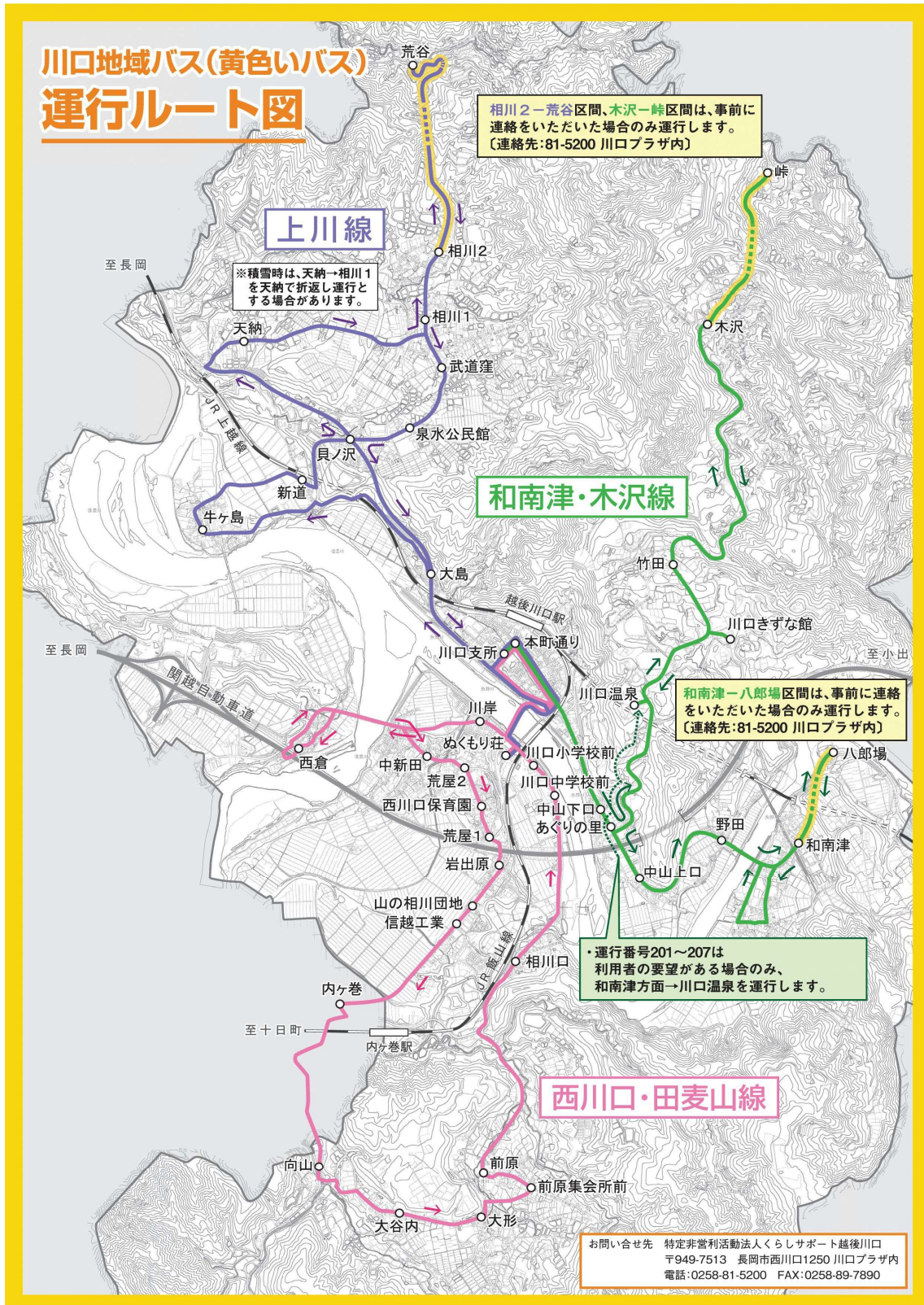
(3) 今後について

- 大貝線については、地域の小学校の統廃合により、小学生はスクールバスを利用するようになったため、この点を考慮した見直し検討を実施する。
- 八王子線および法末線については、運転手による営業活動（利用者に次回の利用を尋ねるなど）は今後も継続し、必要に応じて見直し検討を実施する。

2. 川口地域

(1) H29 年度の運行内容

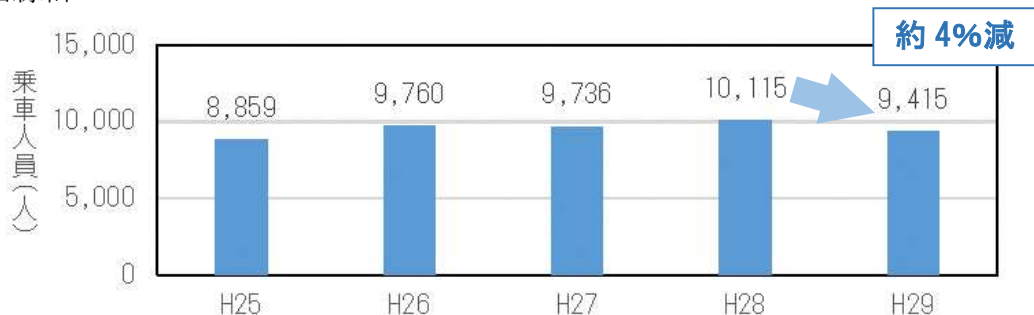
○H28 年度から大きな変更はなし。



(2) H29 年度の利用状況

- H28年度と比べて全路線計では約4%減となっている。
- 路線別では、西川口・田麦山線は約13%減、上川線は横ばい、木沢・和南津線は約6%減となっている。
- 西川口・田麦山線、木沢・和南津線の利用者減少の要因は、高頻度の利用者が福祉施設に入所したことや近年運転できなくなった高齢者などの新規利用者を確保できていないことが考えられる。

■全路線計

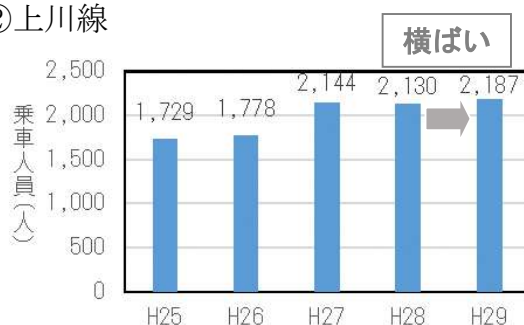


■各路線別

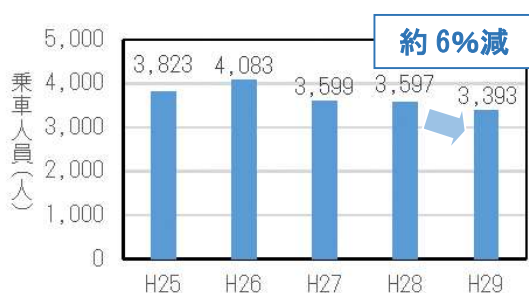
①西川口・田麦山線



②上川線



③木沢・和南津線



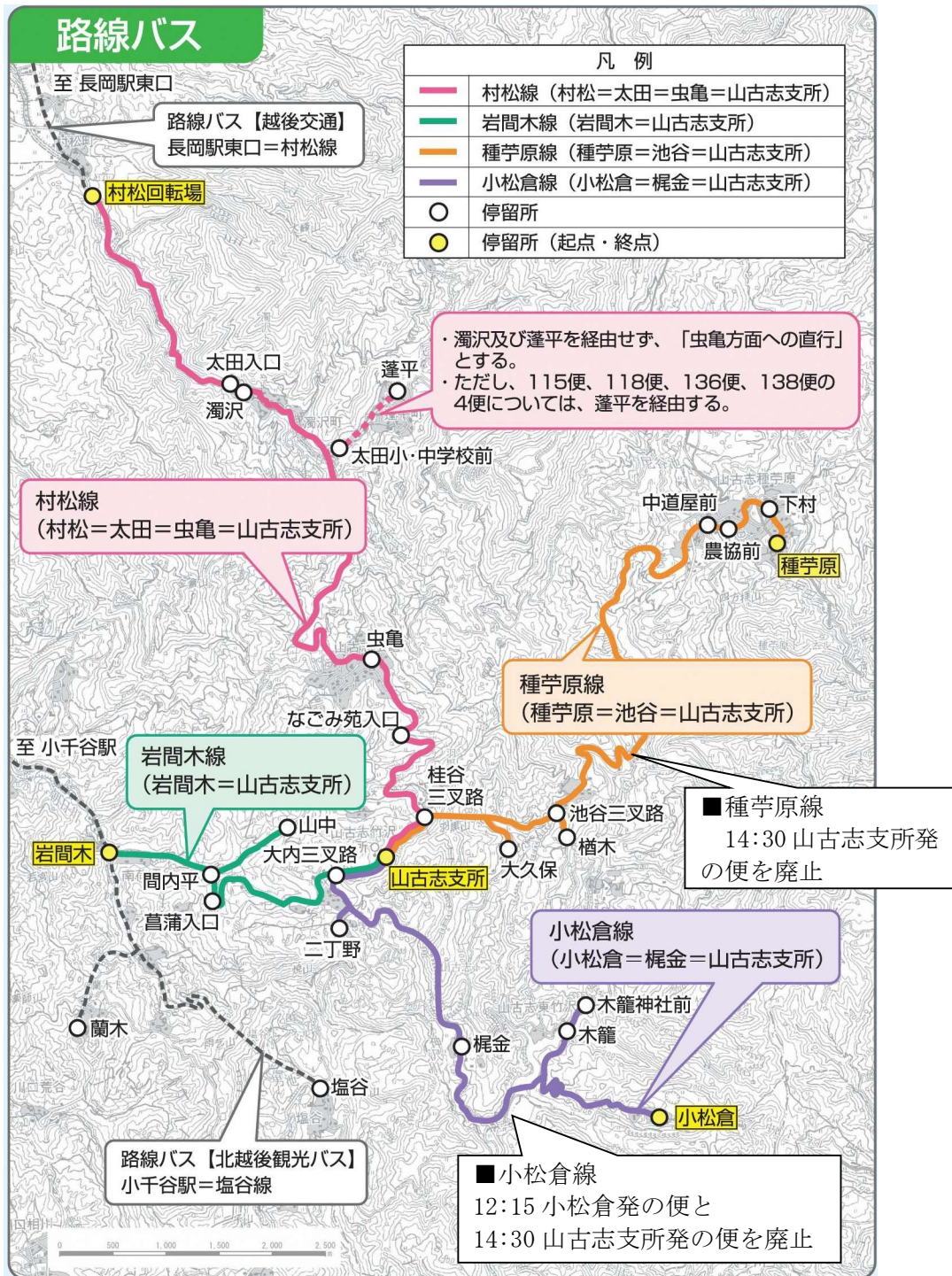
(3) 今後について

- 全路線計の乗車人員が微減しているため、今後もNPOが主体となり、地域イベントや広報でのPRを継続的に実施し、新規利用者の確保を目指す。

3. 山古志地域

(1) H29 年度の運行内容

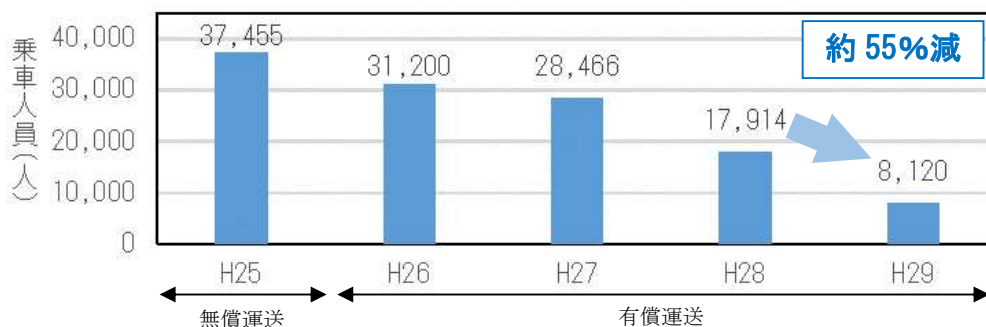
○地域バスは、村松線の一部の便を濁沢及び蓬平を経由しないルートとした。また、種苧原線は、山古志支所発 14:30 の便を廃止し、小松倉線は、12:15 小松倉発の便と 14:30 山古志支所発の便を廃止した。



(2) H29 年度の利用状況

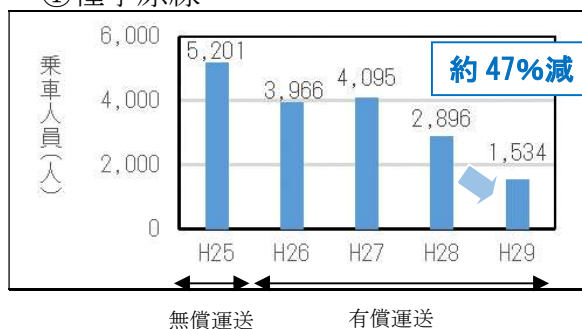
- H28年度と比較して**全路線計では約55%減**となっている。
- 路線別では、**種芋原線が約47%減**、**村松線が約59%減**、**岩間木線が約54%減**、**小松倉線が約27%減**となっている。
- 村松線**の利用者減少の要因は、**路線バスが蓬平方面への運行を開始した影響**で、**村松線沿線の住民やオープンスクール校である太田小中学校に通学する児童生徒が利用をコミュニティバスから路線バスに変更したことが考えられる。**
- 種芋原線、岩間木線、小松倉線**の利用者減少の要因は、**高校生の減少によって高頻度の利用者が減少したことが考えられる。**

■全路線計

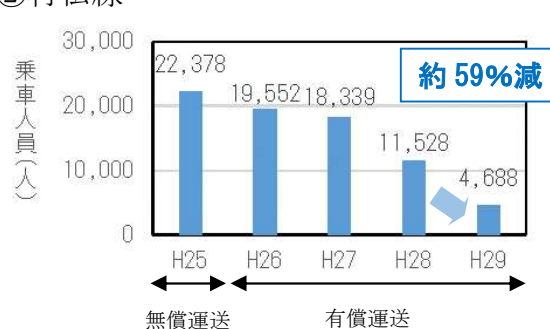


■各路線別

①種芋原線



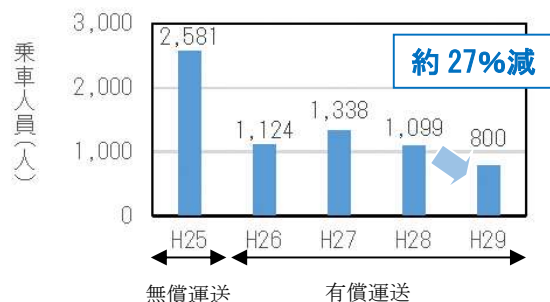
②村松線



③岩間木線



④小松倉線



(3) 今後について

- 全路線ともに乗車人員が減少しているため、現状の運行形式（定時定路線）が適切であるかも含め、毎日利用している利用者の状況を確認しながら見直し検討を行うものとする。

○調査目的

平成29年9月～平成30年まで実証運行を実施していた「なかのん号」について、対象となる地区の住民や利用者の意見を把握し、今後の地区内の生活交通を検討する基礎資料とする。

○調査概要

表 「なかのん号」アンケート調査概要

調査項目	内容
調査期間	○平成30年5月7日（月）～平成30年5月24日（木）
配布数・回収率	<p>■乗合タクシー「なかのん号」実証運行に関するアンケート 配布数：641部 回収率：533部(回答率83%)</p> <p>■乗合タクシー「なかのん号」利用者アンケート 配布数：44部 回収率：39部(回答率89%)</p>
調査項目	<p>■乗合タクシー「なかのん号」実証運行に関するアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の状況（属性） ・自分で運転できない高齢者の状況 <ul style="list-style-type: none"> -通院や買い物の移動手段 -移動手段で困っていることの有無 ・移動手段の確保について <ul style="list-style-type: none"> -運転ができなくなったとき、どんな制度があれば良いか ・乗合タクシー「なかのん号」の利用について <ul style="list-style-type: none"> -利用の有無 -利用しなかった理由 <p>■乗合タクシー「なかのん号」利用者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の情報（属性） ・利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> -利用回数 -利用目的 -実際利用しての改善要望など -今後の利用の希望 -利用運賃の希望 -自由記述

※調査結果の詳細は、別紙を参照

中之島地域におけるデマンドタクシー実証運行の検証結果について

○中之島地域におけるデマンドタクシー実証運行の経緯

- ・長岡市の公共交通空白地において、地域の実情に合った移動手段の導入に向けて、どのような課題があるのかを、市自らが把握するため、デマンドタクシーの実証運行を行った。
- ・今回、中之島地域を選定した理由については、①路線バスが運行しているエリアと公共交通空白地エリアが概ね分かれている地域であったため運行ルートの計画が立てやすかったこと。②長岡市のタクシー営業エリアから近距離であり、長岡市ハイヤー協会の協力が得られやすい地域であったことによる。

○実証運行の結果

- ・公共交通の一つの手段として、デマンドタクシーの運行自体は実施できることが分かった。
- ・稼働割合が17%（実稼働102便／稼働予定616便）と低く、アンケート結果からも、デマンドタクシーを利用した世帯は、実施地区の8%（38世帯）に留まった。
- ・利用しなかった最大の理由が「必要がないから（自分で運転できる。家族が送迎する。）」（88%）というアンケート結果であった。
- ・実際利用した方からは「今後も利用したい」という回答が約8割あった。

○検証結果

- ・今回実証運行を行った地区においては、デマンドタクシーの導入は切迫していないと思われる。しかし今後、高齢者世帯が増加し、自身が免許を返納したり、家族による自動車の運転や送迎が困難となってくる場合には、デマンドタクシーを含む交通手段を確保する必要性が生じる。
- ・公共交通の導入においては、様々な目的に即した検討が必要であり、その地域が主体となり交通利用ニーズの実態をきめ細やかに把握したうえで、検討する必要がある。

1. 長岡市地域公共交通網形成計画における各事業の推進

- 平成30年度の具体的な事業は次頁の協議事項第4号のとおり

2. 公共交通空白地有償運送の運行改善検討

現在、公共交通空白地有償運送が行われている地域については、昨年度の利用実績から今後も利用者減少の傾向が続くことが予想されるため、更なる運行改善を図るべく、支所と連携しながら検討を進める。

- 利用者数の実態に合わせた運行内容の検討
- 地域ニーズに合った運行計画の見直し

3. 支所地域における新たな地域ニーズの把握、及び助言・指導

公共交通空白地が多い中之島地域・和島地域・寺泊地域を始めとする各支所地域については、昨年度実施したデマンドタクシー実証運行の結果を踏まえた中で、支所を中心に、話し合いの場等により地域ニーズの把握に努め、地域主体の交通手段の確保に向けた助言・指導等を行う。

- デマンドタクシーの実証運行結果について地元地域委員会へ報告
(7月10日実施)
- 支所との情報共有を目的とした担当者会議の開催(8月20日実施予定)、
そして支所を通じて、公共交通についての話し合いの場の形成
【事業】⑦-1

4. 中央循環くるりんの運行改善検討

収支が悪化している中央循環くるりんについて、バス事業者と連携しながら乗降調査を行い、運行改善に向けた検討を行う。

- 6月30日、7月3日にバス運行会社と合同でくるりん乗降調査を実施した。
- 秋にも調査を実施し、これらの結果を踏まえて運行改善を図る。

○長岡市地域公共交通網形成計画に基づき、各種施策を推進する。

■生活交通の確保対策

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
路線バス補助金		122,610	-
コミュニティバス等補助金	小国、川口、山古志、和島	64,049	-

■公共交通の利用環境整備

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
バス待合所設置事業補助金	町内会が設置するものに対して補助	500	【事業】⑬-1
公共交通情報提供システム運用		8,752	【事業】⑨-1 【事業】⑨-2

■駅前広場整備

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
寺泊駅	駅前広場整備用地測量	1,800	【事業】④-1

■モビリティマネジメントの推進

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
ながおかノーマイカーデーの実施		265	【事業】⑧-1